

都市公園を占有する場合の計算例について

①公園に工事用材料を置き占有する場合

(例)

面積：200㎡（占有面積は申請により異なります）

金額：190円（㎡あたり1か月）

【料金】

②公園に電柱等を設置し占有する場合

(例) 本柱1本、支線1条で占有する場合

本柱1本

1,500円×1本=1,500円

支線1本

1,500円×1条=1,500円

【料金】

《注意事項》

- ・ 工事関係の材料置場及び工事施設等で使用する場合は期間は3か月が申請期間となります。※もし延長が必要な場合は再度申請いただきます。
- ・ 工事占有の場合は地元愛護会長や自治会長長へ確認をしたうえで、許可となります。
- ・ 官公庁からの発注の場合は調整の上申請ください（民間事業者様からの申請は減免等はありません）。

【都市公園以外の場合】

《注意事項》

- ・ 電柱等の使用料が1年未満の時は月割になります。
- ・ 許可期間は都市公園は最大10年となります。
(更新がある場合は10年毎)
- ・ 電柱占有の場合は地元愛護会長や自治会長長へ確認をしたうえで、許可となります。

【都市公園以外の場合】

- ・ 行政財産に該当する場合は別途計算をいたします。
- ・ 行政財産は3年が原則となります。